

○大野市自然体験活動施設設置条例

別表（第9条関係）

自然体験活動施設使用料

（単位：円）

区分		使用料（1時間あたり）
		使用可能時間 8：30～21：30
楽習室		100
体育館	半面	100
	全面	200
運動場	半面	100
	全面	200

備考

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収するときは、この表に掲げる金額に次に定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。

(1) 入場料が500円以下のとき 2割

(2) 入場料が500円を超え1,000円以下のとき 4割

(3) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のとき 6割

(4) 入場料が2,000円を超え3,000円以下のとき 8割

(5) 入場料が3,000円を超えるとき 10割

3 冷房又は暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に1割を乗じて得た額を加算する。